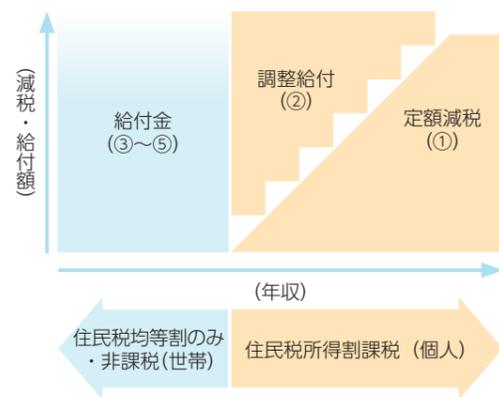


定額減税などの経済対策 給付手続きは6月以降通知

国の物価高騰対策として、所得税・住民税の定額減税 (①) が実施されます。これに伴い減税しきれない人に調整給付 (②) を行い、減税対象とならない非課税世帯などに対しては、給付金 (③～⑤) を支給します。

給付額や必要な手続きなど詳細は、6月中旬以降、個別に届く通知をご確認ください。



定額減税 (①) は1人4万円、 所得税と住民税から

給与や年金などから1人当たり所得税3万円、住民税1万円が減税されます。減税額などは各種明細でご確認ください。所得の種別によって、減税の実施時期などが異なります。

減税実施時期<主なケース>

	所得税 (3万円/人)	住民税 (1万円/人)
給与所得	・6月の源泉徴収額から減税 ・引ききれない分は7月以降も順次減税	・6月分は徴収しない ・減税後の年税額を7月以降、11カ月で均等に徴収
事業所得	・確定申告時、予定納税時に減税	・第1期分 (6月) から減税 ・引ききれない分は第2期分 (8月) 以降も順次減税
年金所得	・6月支給時の源泉徴収額から減税 ・引ききれない分は8月以降も順次減税	・10月支給時の徴収分から減税 ・引ききれない分は12月以降も順次減税

物価高騰対策の減税・給付

物価高騰対策	金額	対象	個別通知	適用の確認	申請	実施時期
①定額減税 ②所得税：同コールセンター Tel.0570-02-4562 (国税庁) ③住民税：同コールセンター Tel.0120-992-347、 市民税課/Tel.674-7132	4万円/人 納税義務者および 扶養親族1人当たり ④所得税3万円、 ⑤住民税1万円	次のいずれかが課税される納税義務者※1 ⑥令和6年分推計所得税 ⑦令和6年度住民税 (所得割)	右記	⑧所得税 給与明細書など ⑨住民税 納税通知書など (市が6月中旬までに発送)	不要	6月以降
②調整給付 同コールセンター Tel.0120-992-347	定額減税しきれない差額 ※2	定額減税しきれない額があると 見込まれる納税義務者	あり	市が6月中旬以降に 発送する個別通知	必要 ※3	申請後 1～1カ月半
③令和5年度給付金 同コールセンター Tel.0120-992-347	10万円/世帯	令和5年度住民税非課税世帯 または均等割のみの世帯	給付済み ※非課税世帯は3万円と7万円の2回に分けて支給			
④令和6年度給付金 同コールセンター Tel.0120-992-347		令和6年度から新たに住民税非課税 または均等割のみ課税となった世帯 ※4・5	あり ※6	市が6月下旬以降に 発送する個別通知	必要 ※3	申請後 1～1カ月半
⑤子ども加算給付 同コールセンター Tel.0120-992-347	5万円/人 (18歳以下)	令和5年12/1時点で③の世帯 令和5年12/2以降に出生した児童が いる③の世帯 令和6年6/3時点で児童がいるか、6/4以 降に出生した児童がいる④の世帯	給付済み あり	市が順次発送する 個別通知	必要 ※3	申請後 1～1カ月半

※1 合計所得金額が1,805万円 (所得税：令和6年分、住民税：令和5年分) を超える納税義務者を除く

※2 差額は1万円単位で切り上げて給付

※3 マイナンバーカードの公金受取口座の登録がある人は申請不要で7月に給付

※4 令和6年6/3時点で市民

※5 令和5年度給付金を受けた世帯を除く

定額減税しきれない場合、 差額を調整給付 (②)

定額減税の額が、所得税額または住民税所得割額を上回る人に対しては、定額減税しきれなかった差額を調整給付します。

・調整給付の額

給付額はそれぞれの所得や扶養者数により異なります。給付がある場合は、6月中旬以降、個別に通知します。

・申請方法

申請方法は上記通知時に案内します。期限までに手続きを行ってください。

住民税非課税・均等割のみ 課税世帯への給付 (③～⑤)

住民税が非課税または均等割のみ課税される世帯には10万円と扶養する児童 (18歳以下) 1人当たり5万円を給付します。

マイナンバーカード 健康保険証としてご利用ください

国民健康保険課/Tel.674-7079



お得で便利な マイナ保険証の登録を

健康保険証としての利用登録を行ったマイナンバーカードを「マイナ保険証」といいます。マイナ保険証を利用すると、紙の保険証に比べて下記のようなメリットがあります。ぜひご利用ください。

マイナ保険証利用の登録は、医療機関・薬局の受付にある顔認証付きカードリーダー、インターネットの

マイナポータル、セブン銀行ATMから可能です。「マイナ受付」の掲示がある医療機関であればその場で登録できますので、受診の際はマイナンバーカードをお持ちください。



このステッカーが目印

マイナ保険証 3つのメリット

①医療費が

安くなる

紙の保険証での受診に比べて、初診料・再診料が安くなります。初診料であれば自己負担分は、負担割合に応じて2～6円安くなります。



②より良い医療が

受けられる

お薬情報や健診結果の提供に同意すると、これらの情報に基づいた総合的な診断、お薬の飲み合わせや分量についても適切な処方を受けられます。



③手続きなしで限度額以上の

支払いが不要に

限度額適用認定証の申請をしなくても、医療機関など窓口での高額療養費制度の限度額を超える支払いが不要になります。



国民健康保険、後期高齢者医療 今年度の更新は紙の保険証を送付

法改正により、12月から紙の保険証が発行されなくなりますが、国民健康保険 (以下、国保) の保険証は10月に、後期高齢者医療 (以下、後期) の保険証は7

月に、マイナ保険証の登録をしている人も含め、例年どおり紙の保険証で更新を行います。有効期間はそれぞれ1年間で、有効期限まで利用可能です。

※37ページに関連記事

Check

12月からマイナ保険証のない人には「資格確認書」を交付

12月以降は、新たに発行される「資格確認書」でも受診が可能となります。紙の保険証を紛失した場合や新たに加入した場合で、マイナ保険証がない

人には、保険証の代わりに「資格確認書」を交付します。全ての人が、マイナ保険証または資格確認書により必要な保険診療を受けることができます。

【国保・後期での今後の流れ】

